

控

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原 告 上原正稔

被 告 株式会社琉球新報社

平成24年9月18日

準備書面7（原告）

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 德永信一

本書は、原告の準備書面6の誤記を訂正し、足らずを補充するものである。

1 訂正

- (1) p8の脚注10中の「...今日で7日目です」と提起的にエントリーしていたは、正しくは「...今日で7日目です」と定期的にエントリーしていたの誤記なので訂正する。
- (2) p9の脚注13中には前泊博盛の役職として「論説福委員長」としたところが2ヶ所あるが、いずれも「論説副委員長」が正しいので、そのように訂正する。
- (3) p6の5行目「原告は6月14日」とあるのを「原告は6月14日（若しくは15日）」と訂正する。

2 補充

「6 言論封殺の真相ー星雅彦の証言ーについて」の末尾に、以下の文章を追加して補充する。

琉球新報は、平成19年3月31日朝刊の一面で「『自決強制』を削除」の大見出しを掲げ、「文科省が修正意見－沖縄戦『軍命明らかでない』として3月30日、公表された2008年度から使用される高校教科書の検定結果において、沖縄戦の「集団自決」で日本軍による自決命令や強要があったとする五社、七冊に「沖縄戦の実態について誤解する恐れがある」として修正を求める初の検定意見が付き、五社は検定意見に従い記述を修正したことを報道した。

当初の記事の論調は文科省の「日本軍による自決命令や強要が通説となっているが、近年の状況を踏まえると命令であったか明らかでない」としたことを探り、「日本軍の関与について断定的表記はしない」という教科書検定の新基準は議論を呼びそうだ」としており(甲10)、当日の社説も、教育の中立性を保つ必要を指摘し、「多数の住民を巻き込んだ沖縄戦については、きちんと検証し、教科書に記述して、伝えていくことが重要だ」(甲11)と、敢えて軍命の有無には触れずに穏当な意見を述べていた。

ところが、まさに、『バンドラの箱を開ける時』の第2話「慶良間で何が起きたのか」の連載が開始するはずだった6月19日の前後から日本軍の命令や関与を主張し、教科書検定の撤回を求める社説が次第にエスカレートしていく。6月15日の社説は、集団自決には日本軍が関与したのは事実であり、教科書の検定意見は撤回すべきだというのはもはや県民の総意といつていいとし、6月23日の社説では、県議会が検定意見の撤回を求める「意見書案」を可決したと報じ、政府が歴史の改竄に手を貸していると報じ、29日の社説では、県内41全市町村で撤回決議が採択されたことを報じ、7月5日の社説では「軍命の事実は消せない」と断定的に論じている。論調は次第にエスカレートし、9月30日の11万人県民集会(実態は3万人以下だとされている)まで続いた。琉球新報は、その間、一方的に軍命があったという根拠の明らかでない煽情的な記事を連日多数報道し続け(甲12)、他方、軍命はなかったとする多数の生き残り証言や歴史研究に関する報道は排除してきた。沖縄タイムスも琉球新報と全く歩調を合わせていた。沖縄県や市町村の決議等は、新聞メディアを

寡占している琉球新報と沖縄タイムスの2社以外の情報が入手困難だという沖縄の事情を利用し、意図的な世論操作・誘導を行った結果といえよう。結局、学問的研究に基づいて出された審議会の検定意見は撤回されることなく、そのまま維持され現在に至っている。

被告が当時、軍命キャンペーンを張っていたのは枝川証人、名越証人がともに認める事実であり、過去に沖縄タイムスに掲載された『沖縄戦ショウダウン』に掲載された生き残り証言や米兵の目撃談と、沖縄は赤松隊長や梅澤隊長に謝罪することで人間の尊厳を回復するとした結論から、第2話「慶良間で何が起きたのか」が、琉球新報社が展開していた軍命キャンペーンに冷や水をかけるものとなったことは容易に読み取れた。

被告が、「イスラエルの東端で」（甲3の2）で『沖縄戦ショウダウン』のシェレス伍長の日記を再掲したことを問題視しながら、「ニューヨーク・タイムズ」（甲3の3）でニューヨーク・タイムズの記事を再掲したことを問題にしなかったことから、その経緯が推察される。

原告に対し、或いは星証人に対し、被告の担当者が「社の方針」と曖昧に述べたのは、「社の方針」で、全てが了解できる客観的状況としての狂騒的ともいえるキャンペーンがあったが故であった。（江崎、星、原告が口を揃えて批判するように、琉球新報には、しばしば政治的キャンペーンを張り、客観的とはいえない偏向報道を行い、もって世論を誘導・統制しようとする奢りがある）。

社の方針・・・それが何（琉球新報が展開している軍命キャンペーンに水を差す記事や論評を掲載しない）を意味するかは、余りにも自明であった。

以上